令和９年度
償却資産（固定資産税）申告の手引
日　高　市

―目 次―

Ⅰ　償却資産の申告について		
1	申告していただく方	P.3
2	提出する書類	P.3
3	電算処理により全資産申告をされる場合	P.4
Ⅱ　償却資産のあらまし		
1	償却資産の範囲について	P.5
2	償却資産の主な種類について	P.6
3	業種ごとの主な償却資産の例	P.7
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	P.8
5	テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について	P.9
6	リース資産と納税義務者	P.9
7	取得価額における消費税の取扱い	P.10
8	国税の取扱いとの比較	P.10

Ⅲ　償却資産の評価について		
1	償却資産の評価と課税について	P.11
2	減価率及び減価残存率一覧表	P.13
Ⅳ　その他		
1	非課税及び課税標準の特例とされる資産について	P.14
2	虚偽の申告及び不申告について	P.14
3	実地調査のお願い	P.14
4	国税資料等の閲覧について	P.15
Ⅴ　償却資産Q&A		P.15
耐用年数表（抜粋）		P.17
償却資産申告書の記入方法		P.19

提出期限　　令和９年２月１日（月）

提出先・問い合わせ　日高市　総務部税務課資産税担当　１２番窓口

〒３５０－１２９２　埼玉県日高市大字南平沢１０２０番地

ＴＥＬ　０４２－９８９－２１１１（代表）

ＨＰアドレス　https://www.city.hidaka.lg.jp

※　郵送又は直接窓口で受け付けております。

※　申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、**切手を貼付した返信用封筒**を同封してください。

eLTAX（地方税ポータルシステム）でも申告できます

eLTAXのご利用及び詳細な情報については https://www.eltax.lta.go.jp をご参照ください。

令和9年度申告に係る変更点

- 償却資産申告書及び種類別明細書の様式が変更となりました。
 増加資産用と減少資産用で分かれていた種類別明細書が「増減資産用」に統合されました。
 19～20 ページの記入方法を参考に記載してください。
- 免税点が180万円となりました。
 課税標準額の免税点が**150万円から180万円**となりました。免税点未満の場合でも申告は必要です。

提出前に次の確認をお願いします。

各項目を確認の上、左のチェック欄に☑　してください。

- □　令和9年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- □　決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- □　耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。（※）
 （※　取得価額20万円未満で、3年間で一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満のものでも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。）
- □　「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満（令和8年4月1日取得分より40万円未満）の減価償却資産（合計300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合、その資産を含めていますか。
- □　種類別明細書（資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、異動区分、増減事由）に記入漏れはないですか。
- □　全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- □　屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入漏れはないですか。
- □　申告漏れ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- □　去年の申告と前年度の価額は合っていますか。（一致しない場合は、備考に理由をご記入下さい。）
- □　リース資産は貸している業者名の記入がありますか。
- □　ソーラーパネル等（再生可能エネルギー発電設備に係る資産）の場合は、所在地の記入がありますか。
- □　建設仮勘定で経理されている業種で、その一部又は全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- □　簿外資産も含めていますか。
- □　貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- □　耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- □　社宅用、宿舎用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- □　遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- □　償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- □　テナント入居者が取り付けた建物附属設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。
- □　大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- □　無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から除外していますか。

Ⅰ　償却資産の申告について

１　申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、償却資産を所有している場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

２　提出する書類

初めて申告される方……全資産を申告してください。

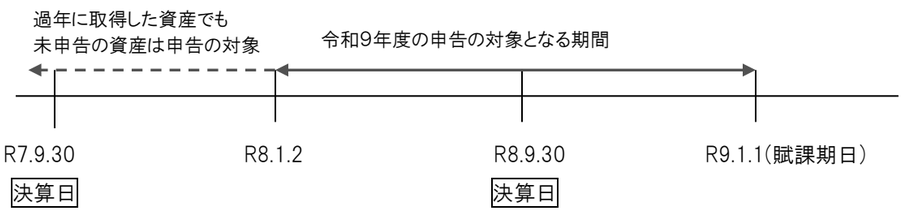
対象者	①　令和8年1月2日から令和9年1月1日の間に、新たに日高市内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含みます。） ②　その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和9年1月1日現在、日高市内に所在し、事業の用に供することのできる全ての償却資産
提出する申告用紙	①　償却資産申告書 ②　種類別明細書（増減資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書中の「20　該当資産なし」にチェックをしてください。

前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度（令和8年度）までに申告されている方
対象資産	令和8年1月2日から令和9年1月1日までの増加・減少資産（ただし、令和8年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください。）（下の例を参照）
提出する申告用紙	①　償却資産申告書 ②　種類別明細書（増減資産用）
その他	①　前年中に増加・減少資産がなかった場合は、申告書中の「19 資産に増減なし」にチェックをしてください。 ②　法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようにご注意ください。（下の例を参照）

＊電算処理により全資産申告をされる方は、【3　電算処理により全資産申告をされる場合】をご覧ください。

（例） 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



提　出　書　類　一　覧　表

		申告書	種類別明細書（全資産用・プレ申告用）	種類別明細書（増減資産用）	備　考
初めて申告される方	資産所有	○		○	所有する全資産を申告してください。
	資産なし	○			申告書中の「20 該当資産なし」にチェック
前年度までに申告されている方	取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○		○	
	売却・滅失・移動・修正	○		○	
	増減なし	○			申告書中の「19 資産に増減なし」にチェック
	転出・廃業・解散	○		○	申告書中の「21 転出・廃業・解散・その他」にチェック
	電算申告をしている方	○	○ （全資産）	○ （増減がある場合）	

３　電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	①　全国統一様式（第 26 号様式）により、記載事項の全てを記載してください。 ②　申告書等送付番号、評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記載してください。
種類別明細書 （全資産用・プレ申告用）	①　必ずすべての資産を申告してください。（資産ごとに区分して、合計額を記載してください。） ②　前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して申告してください。 ③　全資産について、評価額を記載してください。評価額は【Ⅲ　償却資産の評価について】を参考に算出してください。 ④　課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。申告書中の「22 備考（添付書類等）」にも特例の適用がある旨を記載してください。 ⑤　評価額の最低限度額は、取得価額の5／100に相当する額です。 ⑥　改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。

Ⅱ　償却資産のあらまし

1　償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

（1）次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

① 簿外資産（償却済資産を含む。）
② 建設仮勘定で経理されている資産
③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
④ 遊休資産（いつでも稼動できる状態にある資産）
⑤ 未稼動資産（未だに稼動していないが、すでに完成している資産）
⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

（2）少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合 （平成11年1月1日以後に取得した資産）	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	20万円以上	減価償却	**申告対象**
法人の場合 （平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	20万円以上	減価償却	**申告対象**

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満（令和8年4月1日取得分より40万円未満）の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

（3）申告の対象とならないもの

① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権等）
③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2　償却資産の主な種類について

資産の種類		細目（例）	
第1種	構築物	土地に定着した土木設備	広告塔、看板、外構、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む。）、煙突、緑化施設、テント倉庫　等 ＊平成29年1月2日以降に取得されたテント倉庫につきましては、家屋として課税になる場合があります。
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 ＊詳しくは【4　建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備　等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置　等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0、00～09、000～099」のもの）クレーン、ブルドーザー、パワーショベル　等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤　等
		搬送設備	クレーン、コンベアー　等
		太陽光設備	太陽光パネル　等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備　等
第3種	船舶	モーターボート　等	
第4種	航空機	ヘリコプター　等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9、90～99、900～999」のもの）、構内運搬車　等	
第6種	工具・器具及び備品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具、パソコン、テレビ　等	

３　業種ごとの主な償却資産の例

業　種	課税対象となる主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲食店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理容業・美容業	理･美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室用いす、その他
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、 大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号「0、00～09、000～099」のもの）、その他
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、その他
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金属加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不動産貸付業	金属造･コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場、門、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐車場業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く。）、農業用機械設備、農業用器具、その他
印刷業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

４ 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5　テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの （固定資産（家屋）評価基準にあるもの）	家屋に含めないもの （償却資産となる可能性のあるもの）
電気設備	・ 電灯コンセント配線設備 ・ 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・ 出退表示設備 ・ 呼出信号設備 ・ 自動車管制設備 ・ 盗難非常通報設備 ・ 電話配線設備 ・ 火災報知設備	・ 自家用発電設備 ・ 受変電設備 ・ ネオンサイン ・ スポットライト、投光器 ・ 家屋と分離している屋外照明設備 ・ 分電盤より外側の配線 ・ 電話機、電話交換機 ・ 親時計、子時計 ・ 中央監視設備 ・ LAN 配線
給排水 衛生設備	・ 給水設備(受水槽を含む) ・ 排水設備 ・ 中央式給湯設備 ・ 衛生設備	・ 屋外給水管、屋外配水管 ・ 配管のない瞬間湯沸器 ・ 独立した煙突、給水塔
ガス設備	・ ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)	・ メーターより外側の配管
空調設備	・ 空調設備 ・ 冷暖房設備 ・ 換気設備、換気扇、天井扇	・ ルームエアコン
運搬設備･ 清掃設備	・ 気送管設備 ・ エレベーター ・ 小荷物専用昇降機 ・ エスカレーター ・ 窓ふき用ゴンドラ	・ 工場用ベルトコンベアー ・ 垂直型搬送機
特殊設備	・ 固定椅子 ・ 金庫扉	・ 取り外しの容易な簡易間仕切り ・ 夜間金庫 ・ 機械式駐車場
屋外設備	・ 鉄骨等の非常階段 ・ ポーチ ・ テラス	・ 自転車置場 ・ 簡易物置

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

５　テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者（ビル賃貸業）	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者（ビル賃貸業）
②	家屋所有者（ビル賃貸業）	受変電設備	償却資産	家屋所有者（ビル賃貸業）
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

６　リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リースなど）	×（申告不要）	○（資産の所在する市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○（自己の資産として申告必要）	×（申告不要）

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

７　取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める。
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない。
	税込経理方式	取得価額に含める。

８　国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 （減価率は【Ⅲ－２　減価率及び減価残存率一覧表】を使用します。）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認められます。	**認められません。** ※1
特別償却、割増償却	認められます。	**認められません。**
増加償却	認められます。	認められます。
耐用年数の短縮　※２	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産）	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
一括償却資産（取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度（租税特別措置法）	損金算入が可能	**認められません。**

※1　圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2　耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度のことです。

Ⅲ　償却資産の評価について

１　償却資産の評価と課税について

(1)納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2)価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×（1－減価率÷2）
前年前に取得した資産	前年度評価額×（1－減価率）

＊減価率÷2は、小数点第4位を四捨五入　　＊減価率については次ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5／100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5／100に相当する額を評価額とします。

計算例〔評価額の算出方法〕（概算）

令和8年度

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和8年度　評価額	合計
ルームエアコン	R7.11	500,000 円	6 年	0.319	500,000 円 ×(1-0.319÷2) = 420,000 円	1,591,200 円
看　　板 （ネオンサイン）	R7.2	1,600,000 円	3 年	0.536	1,600,000 円 ×(1-0.536÷2) = 1,171,200 円	

令和9年度

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和9年度　評価額	合計
舗 装 路 面 （コンクリート敷）	R8.9	2,700,000 円	15 年	0.142	2,700,000 円 ×(1-0.142÷2) = 2,508,300 円	
ルームエアコン	R7.11	500,000 円	6 年	0.319	420,000 円 ×(1-0.319) = 286,020 円	3,337,756 円
看　　板 （ネオンサイン）	R7.2	1,600,000 円	3 年	0.536	1,171,200 円 ×(1-0.536) = 543,436 円	

(3)税額の計算方法

課税標準額（1,000 円未満切り捨て）※　×　税　率（1．4%）　＝　税　額（100 円未満切り捨て）

※課税標準額とは日高市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4)免税点

課税標準となるべき額が、180万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5)納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。令和9年度は5月・7月・9月・11月を予定していますが、具体的な納期については令和9年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。

なお、市税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する大変便利な**「口座振替」**をご利用いただけます。

２　減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1－(減価率／2)	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－(減価率／2)	前年前取得 1－減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

Ⅳ　その他

１　非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、種類別明細書の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例資産の例

資産の種類	適用法令・条項	関係法令	特例割合
特定再生可能エネルギー発電設備	地方税法附則第15条第 24 項第1号イ	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	最初の3年 1／2
※ 認定先端設備（1.5%以上の賃上げ方針を表明）	地方税法附則第15条第 42 項（機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建築附属設備）	中小企業等経営強化法	最初の3年1／2
※ 認定先端設備（3.0%以上の賃上げ方針を表明）	地方税法附則第15条第 42 項（機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建築附属設備）	中小企業等経営強化法	最初の5年1／4

【太陽光発電設備の特例対象】
ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（グリーンイノベーション基金の支援を受けた事業者の生産品に限る。）

【認定先端設備についての添付資料】
① 先端設備導入計画に係る認定申請書及び導入計画の写し
② 先端設備導入計画に係る認定の写し
③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し
④ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
※ 認定先端設備に関するお問い合わせは、産業振興課　商工労政担当までお願いします。

２　虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがありますので、ご注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大7年間）となりますので、ご注意ください。

３　実地調査のお願い

地方税法第22条の3、同法第353条、及び同法第408条に基づいて、調査等を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この調査に伴って修正申告を行っていただく場合があります。この場合の課税年度は、**現年度だけでなく、過年度（最大7年間）に遡及することもあります**のであらかじめご承知おきください。

４　国税資料等の閲覧について

日高市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と日高市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅴ　償却資産　Q＆A

1　遊休資産、未稼動資産

Q　償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A　「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼動を停止している遊休資産であっても、いつでも稼動できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。

2　償却済資産

Q　耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A　耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%となります。

3　大型特殊自動車

Q　固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A　固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車は、クレーン、ショベルカー、※フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く。）、除雪車、モーターグレーダー等があり、ナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」が該当します。

※　大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

（1）自動車の長さが 4.7mを超えるもの　（2）自動車の幅が 1.7mを超えるもの

（3）自動車の高さが 2.8mを超えるもの　（4）最高速度が 15km/h を超えるもの

農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度が 35km/h 以上のもの

なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。（自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象とはなりません。）

4　家庭用にも使用する備品類

Q　同一の備品（テレビ、ビデオ、ソファー等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A　ご質問の備品は「事業の用に供することができる資産」ということができるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。

しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

5　従業員の福利厚生の用に供する資産

Q　会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか？

A　固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的・間接的問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当します。

したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

耐 用 年 数 表

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数（別表第１抜粋）

○建物付属設備

構造・用途	細　　目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房通風ボイラー	冷暖房設備（冷凍機の出力 22kW 以下）	13
	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○構築物

構造・用途	細　　目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
競技場用運動場用遊園地用又は学校用のもの	ネット設備	15
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他スポーツ場の排水その他の土工施設	30
	水泳プール	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	20
舗装道路舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	金属造	10

○車両及び運搬具

細　　目		耐用年数
自動車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

○工具

構造・用途	細　　目	耐用年数
測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む）		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なつ染ロール・粉砕ロール・混練ロールその他のもの	3
型・鍛圧(打抜)工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

○器具及び備品

構造・用途	細　　目	耐用年数
家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、いす、キャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他これらに類する電気、ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式を除く）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用のもの	3
	その他のもの	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事又はちゅう房用品	
	陶磁器又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

構造・用途	細　　目	耐用年数
事務・通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷または印書業用のもの	3
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4
	その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）、釣銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
時計・試験機器及び測定機器	時計	10
	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器・写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	8
看板・広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
容器・金庫	ボンベ	
	溶接製	6
	鍛造製	
	塩素用のもの	8
	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナー、その他の容器	
	大型コンテナー（長さ 6m以上のものに限る）	7
	その他のもの	
	金属製のもの	3
	その他のもの	2
	金庫	
	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの	
	陶磁器製、ガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

構造・用途	細　　目	耐用年数
娯楽・スポーツ器具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ピンゴ器、その他類似の球戯用具、射的用具	2
	碁、将棋、麻雀等遊戯具	5
	スポーツ具	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
前掲以外	映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード	2
	シート及びロープ	2
	葬儀用具	3
	楽器	5
	自動販売機（手動式を含む）	5
	焼却炉	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

機械及び装置の耐用年数（別表第2抜粋）

設備の種類・細目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
倉庫業用設備	12
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和 40 年 3 月 31 日　大蔵省令　第 15 号
中間改正省略
最終改正
令和 8 年 5 月 22 日　令和8年財務省令　第 29 号

申告の方法

償却資産申告書の記入方法

◎ボールペンで記入してください。

受付印

年　月　日

埼玉県日高市長　殿

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

帳票識別コード			
申告区分	□当初申告 ・ □修正申告		
処理方式	□一般処理 ・ □電算処理		
申告書等送付番号			
6000××××			

所有者	1	フリガナ	OOケンOOシOO△△△バンチ	5	個人番号又は法人番号	**3000000000000**	10 短縮耐用年数の承認 □有 ・ □無
		住所（納税通知書送付先）	**OO県OO市OO△△△番地**	6	事業種目	**自動車販売及び修理業**	11 増加償却の届出 □有 ・ □無
		電話番号	**OOO−OOO−OOO**		資本金又は出資金の額	**100.000.000 円**	12 非課税該当資産 □有 ・ □無
	2	フリガナ	OOケンOOシOO△△△バンチ	7	事業開始年月	**令和O 年 O 月**	13 課税標準の特例 □有 ・ □無
		公簿上の住所又は所在地	**OO県OO市OO△△△番地**	8	この申告に応答する者の係及び氏名	**経理課 日高 太郎**	14 特別償却又は圧縮記帳 □有 ・ □無
	3	フリガナ	OOOOOOOカブシキガイシャ		電話番号	**OOO−OOO−OOO**	15 税務会計上の償却方法 □定率法 ・ □定額法
		氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	**OOOOOOO株式会社**	9	税理士等の氏名	**日高 二郎**	16 青色申告 □有 ・ □無
		屋号			電話番号	**OOO−OOO−OOO**	
	4	公簿上の生年月日又は設立年月日	**令和O 年 O 月 O 日**				

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（（イ）−（ロ）+（ハ））（ニ）
1	構築物	**3,000,000**	**600,000**	**2,950,000**	**5,350,000**
2	機械及び装置	**5,000,000**			**5,000,000**
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	**2,500,000**	**600,000**	**910,000**	**2,810,000**
7	合計	**10,500,000**	**1,200,000**	**3,860,000**	**13,160,000**

資産の種類		評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）	数量
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

17 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
① **大字OO△△△番地** □自己所有家屋 □借家
② □自己所有家屋 □借家
③ □自己所有家屋 □借家

18 借用資産 □有 ・ □無
貸主の名称等

19 □ 資産に増減なし
20 □ 該当資産なし
21 □ 転出・廃業・解散・その他（　年　月　日）

22 備考（添付書類等）

全資産申告（企業の電算処理方式）により申告する方は、計算した評価額、決定価格、課税標準額及び数量を記載してください。

㋑ 前年度の申告書の取得価額の種別合計欄（㋩）と一致。
㋺ 前年の1月2日から本年の1月1日までに減少した資産の取得価額の合計。
㋩ 前年の1月2日から本年の1月1日までに増加した資産の取得価額の合計。
㋥ 本年の1月1日に所有する全償却資産の取得価額の合計。（明細書の取得価額の合計）

印字されている送付先以外の場所に納税通知書の送付を希望する場合は、二重線で抹消し、希望する住所を記載してください。

個人番号または法人番号を記載してください。

事業種目・資本金等を記載してください。

この申告書の作成者の氏名・所属・電話番号を記載してください。

経理を委託している場合は、税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

該当する項目に☑を付けてください。

法人の場合は登記上の住所、個人の場合は住民登録地の住所を記載してください。

所有者が個人の場合で屋号があれば記載してください。

市内に所在する資産の所在地を記載してください。
また、償却資産の所在する家屋について、自己所有か借家か、該当するものに☑を付けてください。

該当するものに☑を付けてください。（有の場合は、貸主の名称等を記載してください。）

所在する償却資産の内容が前年度と変わらない場合は、☑を付けてください。

該当資産がない場合は、☑を付けてください。

種別明細書（増減資産用）の記入方法

〇令和8年1月2日から令和9年1月1日までに取得した資産を記載してください。
〇資産の印字されている「種類別明細書」は参考資料です。必ず白紙の用紙に記載してください。

異動のあった資産について、「異動区分」を記載してください。
1…増加
2…減少
3…訂正、一部減少

前年度以前に申告している資産について、誤りがある場合は、「3」訂正を記載してください。
全部減少の場合は「2」減少を、一部減少の場合は「3」訂正を記載してください。

異動のあった資産について、「資産の種類」を記載してください。
1…構築物
2…機械及び装置
3…船舶
4…航空機
5…車両及び運搬具
6…工具、器具及び備品

取得年月を記載してください。
該当する年号
3…昭和、4…平成、5…令和

元日に取得した場合は、「元日取得」の欄に「1」を記載してください。

異動のあった資産について、「増減事由」を記載してください。
1…新品取得
2…中古取得
3…売却
4…滅失
5…移動
6…その他
（その他の場合は「摘要」に理由を記載してください。）

「摘要」に記載すべき事項
① 課税標準の特例がある資産について、適用条項（例：法第 349 条の 3 第 1 項）
② 耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示
③ 一部減少の資産について、減少した分の数量・取得価額等
④ 移動による受入れの場合、その旨の表示

所有者名：〇〇〇〇〇〇〇株式会社　　1 枚のうち 1 枚目

種類別明細書（増減資産用）

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告　・　□修正申告
処理方式	□一般処理
申告書等送付番号	6000××××

行番号	異動区分（注1）	資産の種類（注2）	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月（注3） 年号	年	月	元日取得（注4）	取得価額（注5） 十億 百万 千 円	耐用年数	申告年度	増減事由（注6）	摘要（注5）
01	1	1		看板	2	5	9	1	1	300,000	10		1 新品取得	
02	1	1		駐車場舗装整備	1	5	8	2		2,500,000	15		1 新品取得	
03	1	2		コンプレッサー	1	5	8	3		800,000	8		2 中古取得	5年経過した中古
04	2	6	120	コピー機	1	4	30	4		150,000	5		5 移動	〇〇市〇〇工場へ移動
05	3	6	153	エアコン	3	5	2	3		300,000	6		4 滅失	5台（50万円）のうち2台（20万円）分が減少
06														
07														
08														

全部減少の例
一部減少の例

一部減少の場合は、減少後の数量・取得価額を記載してください。

全部減少の場合は、減少前の数量・取得価額を記載してください。